

令和4年第7回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和4年5月25日 午前10時00分
	場 所	厚岸町役場 2階 庁議室
開 会 日 時	令和4年5月25日 午前10時00分	
閉 会 日 時	令和4年5月25日 午前10時21分	
出 席 委 員	田 辺 正 保	
	濱 秀 利	
	森 脇 直 美	
	成 澤 幸 恵	
欠 席 委 員		
会議録署名	教 育 長	酒 井 裕 之
委 員	委 員	田 辺 正 保
会 議 出 席 者	事務局職員	指導室長 廣 瀬 巧 給食センター所長 小 池 裕 子 生涯学習課長 早 川 知 記 海事記念館長 千 葉 隆 行 スポーツ課長 高 橋 俊 彦 管理課長補佐 車 塚 洋
	その他の者	

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第25号	太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について 【原案可決】
	議案第26号	厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第27号	厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について 【原案可決】
	議案第28号	教育財産の用途廃止について【原案可決】
6		閉会

令和4年第7回厚岸町教育委員会

令和4年5月25日

午前10時00分開会

- 教育長 ただいまから、令和4年第7回厚岸町教育委員会を開会
 します。これから、本日の会議を開きます。
 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり
 であります。

- 教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の
 会期を本日、5月25日の1日間としてよろしいですか。

 (はい。の声)

- 教育長 それでは、会期を本日5月25日の1日間といたします。

- 教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。
 令和4年4月27日に開会した第6回教育委員会の会議録の
 承認についてであります。会議録署名委員の成澤委員、
 私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして
 承認とさせていただきます。

- 教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてでありま
 す。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定によ
 り、田辺委員を指名いたします。

- 教育長 日程第5、議案第25号「太田・片無去地区学校運営協議
 会委員の任命について」を議題といたします。職員は、提
 案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長補
佐

ただ今上程いただきました、議案第25号「太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

厚岸町学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、町内には湖南地区、湖北地区及び太田・片無去地区にそれぞれ学校運営協議会が設置されております。

現在の委員は、令和4年3月31日をもって任期満了となることから、同規則第8条の規定により新たな委員を任命いたしたく本議案を提出するものであります。

今回、上程させていただきました、議案第25号「太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について」ですが、太田・片無去地区は、太田小学校と太田中学校の2つの学校で1つの協議会を設置しております。

1号委員は在籍する児童又は生徒の保護者で、橋本隆幸氏、再任。大貫洋氏、多田和文氏、いずれも新任であります。

2号委員は所在する地域の住民で、江幡満氏、貢則夫氏、櫻井唯博氏、いずれも再任であります。

3号委員は運営に資する活動を行う者で、小川勝基氏、瀬川英二氏、寺島亜矢子、いずれも再任であります。

4号委員は教育委員会が適当と認める者で、倉部潤子氏、再任であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりですので省略させていただきます。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっております。

なお、湖南地区と湖北地区の協議会委員の任命につきましては、去る4月27日に開催されました、第6回定例教育委員会において議決を得ておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、議案第25号「太田

・片無去地区学校運営協議会委員の任命について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、太田・片無去地区学校運営協議会の委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第26号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長補佐 ただ今上程いただきました、議案第26号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」、その内容についてご説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

厚岸町環境教育推進委員会は、平成8年度に設置され、厚岸町の環境教育の推進を図ってきております。委員につきましては、厚岸町環境教育推進委員会設置要綱第3条の規定により、学校等教育関係者、識見を有する者、厚岸町役場職員、厚岸町教育委員会職員及び地元産業関係者で構成されており、令和4年3月31日をもって任期満了となったことから、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

厚岸町環境教育推進委員会委員に委嘱しようとする者の氏名であります。なお、所属団体等は記載のとおりとなっておりますので、省略させていただきます。

まず、1号委員である学校等教育関係者に該当する委員は9人となっております。

名簿の上から、小林香織氏、三間順一氏、いずれも新任。千頭紘佳、再任。羽石唯、新任。伊保内彩乃氏、一文字稜氏、いずれも再任。村上仁美氏、新任。赤平秀幸氏、再任。飯田真登氏、新任です。

次に、2号委員である識見を有する者に該当する委員は7人です。

室崎正之氏、仲岡雅裕氏、堀正幸氏、貢則夫氏、柿崎多佳子氏、神聖悟氏、杉田尚美氏、いずれも再任です。

次に、3号委員である厚岸町役場職員に該当する委員は3人です。

真里谷隆氏、澁谷辰生氏、いずれも再任です。坂井雅人氏、新任です。

次に、4号委員である厚岸町教育委員会職員に該当する委員は3人です。

田崎清克氏、早川知記氏、廣瀬巧氏、いずれも再任です。

次に、5号委員である地元産業関係者に該当する委員は4人です。

今村征士氏、堀陽子氏、和田聡氏、安部直人氏、いずれも再任です。

委員全体では、26人を委嘱しようとするものであります。

任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日の1年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第26号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますよう、

よろしくお願ひいたします。

- 教育長 内容は、厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第27号「厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 生涯学習課 長 ただ今、上程いただきました、議案第27号「厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。

厚岸町青少年育成センター専任補導員は、厚岸町青少年育成センター設置要綱第6条第1項の規定により、教育委員会が委嘱しておりますが、令和2年度に委嘱した専任補導員が、令和4年3月31日をもって任期満了となったことから、同規定により、新たに厚岸町青少年育成センター専任補導員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

専任補導員は、育成センター職員とともに下校後の定期の巡視補導とお祭りなど特別巡視補導を行う補導員であります。

1、氏名等であります。

区分は、同要綱により、全員が第1号の学校職員です。

氏名及び所属学校は、本間大氏、大矢和磨氏、厚岸小学校。栗原秀明氏、大島成司氏、真龍小学校。斉藤哲夫氏、五十嵐靖悦氏、厚岸中学校。竹田昂介氏、神山隼也氏、真龍中学校。山本健太郎氏、高井美誉氏、翔洋高等学校。

以上、10人です。

なお、性別及び備考欄については、記載のとおりです。

2、任期につきましては、同要綱、第2項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間であります。

以上、簡単な説明ですが、議案第27号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第28号「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課
長

ただ今上程いただきました、議案第28号「教育財産の用途廃止について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

今回、教育財産の用途廃止をしようとする内容は、昭和49年建設の太田地区公民館ですが、耐震診断により倒壊の恐れがあるとして、平成27年度から休館し、今後の活用の見込みがないことから、隣接する太田屯田開拓記念館渡廊下を含め、令和4年4月に建物が解体となりました。

このため、建物及び土地を教育財産から用途廃止といたしたく本案を提出するものです。

1、行政財産（公有・教育財産）廃止一覧であります。

（1）建物として、太田地区公民館、面積は683.45㎡で鉄骨造平屋建て、昭和49年建設の建物であります。

次に太田屯田開拓記念館渡り廊下で、面積は18.00㎡、木造で平成3年に太田地区公民館と太田屯田開拓記念館をつなぐ渡り廊下として建設されたものであります。

（2）土地として、所在地、厚岸町太田5の通り23番地1のうち、現在、教育財産は2,595.01㎡であり、廃止面積はこのうち1,484.02㎡であります。

次に厚岸町太田5の通り21番地1のうち、教育財産は1,454.11㎡であり、廃止面積はこのうち、659.45㎡であります。

次に厚岸町太田5の通り23番地3のうち、教育財産は1,184.66㎡で、このうち全てを廃止面積とするものであります。

6ページをご覧ください。

位置図であります。6ページは対象地として表示しております。

7ページは航空写真で、太田地区公民館、廊下でつながる太田屯田開拓記念館、下側の隣接する建物が太田へ

き地保育所であります。また、道路向かいは駐車場となっております。

次に8ページ、配置図であります。

次に9ページですが、敷地について、図面中央あたりに記載する「23番地1」は全体で6,305.65㎡であり、建設課部分は公園敷地、保健福祉課部分は太田へき地保育所敷地であります。生涯学習課と標記している2,595.01㎡のうち、廃止面積は斜線部の1,484.03㎡であります。

次に右側の「21番地1」は1,986.11㎡で、生涯学習課と標記している1,454.11㎡のうち、廃止面積は斜線部の659.45㎡であります。

これら斜線部分は、太田地区公民館敷地で、公民館建物は解体が完了しており、令和4年度の今年度内に災害用の大型備蓄倉庫建設の予定でありますので、教育財産を廃止し、町長部局への移管をするものであります。

また、残る敷地部分は、既存の太田屯田開拓記念館と文化財倉庫2棟の敷地であります。

次に、図面下側の「23番地3」は1,509.66㎡で建設課部分は公園敷地、生涯学習課と標記している斜線部1,184.66㎡は全てを廃止するもので、この敷地は太田地区公民館の道路向かいの駐車場ですが、教育財産としては不要となることから隣接する公園敷地とするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第28号「教育財産の用途廃止について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、太田地区公民館並びに太田屯田開拓記念館の一部とその土地に関わる教育財産の用途廃止についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員 太田屯田開拓記念館の駐車場の部分、「21番地1」になるかと思うのですが、ここを一部は開拓記念館の駐車場に、残りは教育財産から外すということなのですが、これから災害備蓄倉庫が建設されということも踏まえ、敢えて2つに財産区分を分けてしまうと、以後、管理する上で、例えば予算化したりする際に一体として整備していかないとならないといった場合などに大変ではないかなと思うのですが、その点、教えていただければと思うのですが。

●生涯学習課長 議案書9ページの敷地図面にあります「23番地1」の備蓄倉庫敷地の部分には建物が建つということと、「21番地1」の備蓄倉庫敷地の部分、つまり、現在のアスファルト部分につきましては、この部分には、建物が大きくせり出してくることとなります。

生涯学習課所管で教育財産となっている現在のアスファルト駐車場部分はこれとして残すこととなりますが、それ以外の部分は建物敷地とするように聞いております。

備蓄倉庫につきましては、太田地区の消防団庁舎と併設するという事で、車両倉庫も一体となっているということもありまして、それらも含めて備蓄倉庫敷地として23番地1と21番地1を使用することとなっております。

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありませんの声)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第7回教育委員会を閉会します。